

2014年9月1日

『しのだづま考』応援団呼びかけ人

代表 永 六輔 様
大谷 昭宏 様
鎌田 慧 様
金城 実 様
辛 淑玉 様
角 敏秀 様
中山千夏 様
ふじたあさや 様

申し入れ書

阪和演劇鑑賞会事務局長

有馬 勇

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目6番4号 堂島野村ビル6階

伊賀・笠松法律事務所

弁護士 伊賀 興一 気付

拝啓

突然ながら、皆様には是非とも申し上げたいことがありまして、ここに一筆啓上いたします。私は、大阪府岸和田市やその周辺都市を中心に活動する「阪和演劇鑑賞会」の事務局長を務める有馬勇と申します。

私自身、皆様が日本における演劇の発展を含め、社会的に多方面で、有意義なご活躍をされている方々であることを承知しており、日頃、敬意を抱いている一人です。

ところが、皆様方のお名前呼びかけられる『しのだづま考』応援団の諸活動が、余りにも事実に基づかず、私自身の名誉を毀損し、また、演鑑連の信用も貶めるものとなっていることを深く憂慮しております。

これは推測しますに、皆様方が事実経過と真実をお知りにならず、呼びかけ人に就かれたと思わざるを得ません。

そこで、いわれのない「非難」を受けております当事者として、強く異議を申し述べたい訳であります。一番残念に思いますのは、皆様方が私のことを「差別者」と規定されるのであれば、この経緯を私自身に確認し、その弁明を聞いて

た上でなされるべきであった、という点です。本人の弁明を聞くのは、最早、社会的なルールの筈であります。

さて、皆様が「応援団呼びかけ人」となっておられる『しのだづま考』応援団の呼びかけ文書が、「まずは知ってください、『もう一人にはさせない』『しのだづま考』」と銘打ち、2014年2月ころからインターネット上に広く配信され、また、演鑑連の取り組んでいる公演前で、チラシとして配布されるなどしていることは、ご存じのことと思います。

まず、前記応援団呼びかけ文書には、「演鑑連のある事務局長から『しのだづま考』に対し、「四つ（よつ）の女の話やろう」という発言がありました」と記述されていますが、これ自体、事実を大きく歪めております。

この「ある事務局長」が私のことを指していることは、既に中西氏からお聞きと思いますが、中西氏が「発言」があったという場面は、今から言えば16年も前の1998年のことです。

この「発言」は、中西氏と私を含め10名程の間で、中西氏から「しのだづま考」上演のお願いを受け相談した際の会話を指しているのですが、同席者の誰もが当時、このような「発言」が無かったことを確認済みです。

何よりも私自身が被差別部落で生きてきた者として、差別をなくす運動にも積極的に加わってきた経過なども話しながら、被差別部落が「よつ」という言葉で差別されてきた辛い思いなどを話したことはありますが、「しのだづま考」という作品を捉え、「四つの女の話やろう」などと否定的、侮蔑的な表現をした者は、私にしる、また、参加者の誰からもありませんでした。

勿論、その場において、中西氏自身から何の抗議もなく、差別だという指摘もなかったのは当然のことでした。

一般論として、「よつ」という表現がありましても、それが差別かどうかは、それがどのような場面と意図の下でなされたかという状況と無関係ではありません。そして、「差別言辞だ」と断ずることが、適正、妥当かについては、多様な意見、評価がありうる問題と考えていますが、その議論の仔細をこれ以上ここでしようとは思いません。（ただ、その場面の詳細につきましては、テアトロ誌本年9月号に私の文書が掲載されましたので、全国演鑑連事務局長の文章と一緒に同封します。）

この面談がありました後も、中西氏から何らの接触もありませんでしたが、2012年になって突然、有馬氏は、私が「差別発言」をしたなどと一方的に断定しはじめ、「しのだづま考」の公演に続けて会場で行われるアフタートークや、各地で繰り広げられている演劇鑑賞会主催の公演の会場前での「しのだづま考」応援団名によるチラシ配布行為が繰り返さされて、私も知るところとなりました。

こうした行為は、私の発言でもない言葉をさも存在したかのようにねつ造して、私を差別者呼ばわりするものであり、私の名誉を棄損し、また、演劇鑑賞運動の信用と業務を妨害するものという他ありません。

こうした行為の継続は最早、容認しがたいものとなっています。そこで、このような行為の中止と謝罪、私の名誉回復措置を求めて、私は中西氏に対して、代理人弁護士から本年7月4日付文書をもって申し入れを行いました。

しかし、中西氏からは今日まで何らの回答もありません。

私は、中西氏との16年前の話において「差別発言」などしておらないばかりか、かねてから、部落差別を許さない立場から長年に亘り活動をしてきたと自負しております。

16年も前の私人間の会話の断片について、その会話の状況や目的を切り離して、一方的に「発言」をねつ造し、事実確認もないまま「差別発言」であったと断定することが許されるのでしょうか。

私は、応援団呼びかけ人の皆様に対し、ぜひとも、このような事実経過を確認いただき、中西氏による「差別発言」という断定そのものが虚構であることを是非ともご理解いただきたく、本申し入れとなったものです。

本来なら、皆様お一人おひとりをお訪ねして、直接事実経過や私の心情などをお聞き願いたいのですが、皆様にはご多忙のこととお察しし、まずは書面にてお伝え致します。非礼の点は、お許してください。

勿論、直接に話が聞きたい、ということになれば、是非ともお伺いしたいと存じます。私の弁護士主任弁護士伊賀興一までご連絡いただければ幸甚です。

以上、私のお願いを申しあげました。

敬具

